

M&Aを生かした

中小企業三つの選択！

続ける。始める。軟着陸する。

経営者保証の現状について



橋野 永氏

金融庁監督局総務課監督調査室

第3分科会の概要報告は報告内容を要約して掲載する方式ではなく、印象に残った部分や経営者の皆様に特に知っておいていただきたい部分などを広報部の判断にて抽出、意識した紙面構成とさせていただきます。

経営者への貸付等による資金流出の防止

□経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、法人所有とすること

法人と個人の一体性の解消ですがこれをわかりやすく言うと、社長の財布と会社の財布を一緒にしないでくださいということです。例えば、社長の飲み食い代を会社の経費で払っていたり、経営者に事業に関する貸付等がされていないか。金融機関はそういった観点を確認しています。

②財務基盤の強化

□業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分な場合

□業績はやや不安定だが、業績の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できる場合

□内部留保が潤沢ではないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い場合

よく経営者保証を解除して欲しいと金融機関に言うと、なかなか今の収支状況だ

「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みについて」お話を伺った。

橋野氏は大学卒業後、政府系金融機関に就職し、その後金融庁に入庁したという実務を十分に理解した経歴の持ち主の方です。

「経営者保証に関するガイドライン」は、金融関係者、中小企業団体、専門家等の研究会にて策定され平成二六年二月から適用開始されている法的拘束力なしの自主ガイ

ガイドライン。

ガイドラインには、中小企業者が次の三つのマルチツールを将来に亘って充足すると見込まれるときには、金融機関が経営者保証を求めない可能性や代替的な融資手法を活用する可能性を検討する旨が規定されている。

①法人個人の一体性の解消

□社会通念上適切な範囲を超える法人から

と難しいですねと言われるケースが多いか
と思います。これは財務基盤の強化の観点
で法人だけのキャッシュフローで借入金
が返せるかどうか、そういった目線で金融機
関は見ています。一方で、具体的な水準、
何年で返済できればいいのか、というこ
ろは具体的な定めがなく、各金融機関で目
線が違ふところでは、A銀行に相談した
ら解除してくれたけれども、B銀行では
解除できなかった、そういったケースがあ
るとご認識ください。

③財務状況の適時適切な情報開示

□本決算の報告のほか試算表、資金繰り表
等の定期的な開示

適時適切な情報開示についてですが、こ
れは、経営者保証に限らず、皆様に金融機
関担当者とのコミュニケーションを密に
とっていただきたいということです。当然、
決算書は融資先金融機関に提出しているか
と思いますが、金融機関の信頼を得る意味
でも、試算表や資金繰り表、こういったも
のを定期的に開示してください。経営者に
は、このようなコミュニケーションを金融
機関と取ることも求められているのです。
金融機関は、この三つの観点を総合的に勘
案して、経営者保証の必要性を判断してい

ることになります。

この報告から、経営者保証に依存しな
い融資慣行の確立に向けた金融庁の取り組
み、金融機関の対応を体系的に理解でき

我々は、まずは収益力を強化、ガイドライ
ンをクリアし、その後は粘り強く交渉する
ことが重要である。